

令和4年度 宇佐市立学校人権教育方針

宇佐市教育委員会

1. 基本的な考え方

宇佐市教育委員会は、これまで人権に関する条約や大分県条例等に則り、「宇佐市における部落差別等を撤廃し人権を擁護する条例」及び「宇佐市人権施策基本計画」のもと、人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別のない、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図るため、同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育を推進してきました。

さらには、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことを受け、学校教育においては、人権尊重の視点を持ち、生活課題と重ねて具体的な態度・実践的な行動力の育成を目指してきました。

しかし、依然として部落問題をはじめとする様々な人権問題は存在し、近年では新型コロナウイルス感染者や医療従事者などへの差別や偏見も深刻さを増しています。また、教員においても大量退職・大量採用の時代を迎えており、研修内容をより充実させ、資質向上を図る必要があります。「宇佐市立学校教員の人権に係る意識調査」（令和3年11月実施）の結果からは、授業実践や対話的な研修会等、これまでの人権教育に関する継続的な取組の成果が見られる一方で、若い世代の教員が知的理義や具体的な実践方法等を求めていることや部落問題学習等の取組が日常的な教育活動と結びつきにくい実態等が明らかとなっています。

差別や偏見に基づく行為は人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。差別の実態が見えにくくなっている今だからこそ、幼稚園・学校（以下「学校」という。）が人権尊重の精神に満ち、安心して過ごせる場であることが重要です。

さらに、学校教育、社会教育、家庭教育など、あらゆる教育の場において、関係機関が相互に有機的な連携・協力関係を一層強化するとともに、ともに学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築を図りながら、人権教育を推進する必要があります。

そこで、宇佐市教育委員会では、人権教育を進める上で「差別の現実から深く学ぶ」ことを踏まえ、これまでの人権教育の取組を継承・発展させます。また、「宇佐市 部落差別の解消の推進に関する学校教育指導方針」に基づき、部落差別の解消に関わる取組を核とした人権教育を推進することにより、全ての人権問題について、問題解決の主体者となる幼児・児童・生徒を育てます。

取組にあたっては、常に被差別の視点、人権侵害を被っている人々の視点に立ち、人権教育の目的を明確にしながら教職員自身が人権感覚を磨きます。また、子ども一人ひとりを差別解消に向けた視点で繋ぐ集団づくりを大切にしながら、教育活動全体を通して人権問題に取り組みます。

2. 取組の方向性

（1）人権教育は「生涯にわたり生きる力」を育成する根幹

人権教育は、「生涯にわたり生きる力」を育成する根幹です。すべての教育活動を通じて行われるものであるとの基本的認識のもと、まず、これまでの人権教育のあり方を振り返り、自校の課題を明確にします。その上で、「人権教育の指導方法等の在り方について（第3次とりまとめ）」の趣旨を踏まえ、「自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動」ができる力を育み、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。

（2）人権感覚に満ちた学校づくり

幼児・児童・生徒の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養うため、教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる人権感覚に満ちた学校づくりをめざします。

以上のことから、次の（1）～（4）の取組を位置づけます。

3. 具体的な取組

（1）人権教育推進体制の確立

すべての学校は、校長のリーダーシップの下、総合的・系統的に人権教育を推進します。

- ①学校経営方針の中に、人権教育の目標を明確に位置づけます。
- ②解決すべき課題や指導のねらいを明確にした全体計画を立て、指導計画に沿った系統的・日常的な取組を進めます。また、取組の点検・評価・改善を行います。
- ③各学校は人権教育主任を核とした全教職員による人権教育推進体制の確立とともに家庭・地域・関係機関と密接な連携を図り、地域ぐるみの人権教育推進体制の確立に努めます。

（2）人権問題を主体的に解決する実践力の育成

すべての学校は、あらゆる人権問題解決の主体者となる幼児・児童・生徒の育成に資する人権教育を推進します。

- ①子どもたちの現実を見据え、子どもたちが生き生きと学び、未来を切り拓いていく力を獲得していくための授業づくり、学校づくりを進めます。
- ②子ども一人ひとりが抱える生活課題や悩みから出発して、すべての子どもがかけがえのない仲間として繋がる学級・学年集団づくりを根底に据えます。
- ③あらゆる差別や偏見等を許さない社会を創っていこうとする生き方を学ぶ人権学習に取り組みます。
- ④人権学習の実践については、他の教科との関連を図りながら、カリキュラム・マネジメントを行い、体験的参加型学習や出会いの学習、フィールドワーク等、学習形態や手法の工夫を進めます。

（3）教職員の人権意識の確立

すべての教職員は、人権問題に対する正しい認識を深め、自らの責務を自覚し、積極的に人権教育に取り組みます。

- ①人権問題は、現在の社会に厳存しているという事実認識に立ち、現状を的確に捉えます。
- ②人権問題の解決は、一人ひとりが自己にかかる課題として自覚していくことを通して達成されるものであるという認識に立ちます。
- ③自らの人権意識を見つめ直し、実践力を高めるよう、各種研修会に積極的に参加します。また、多様な地域人材等の活用した連携・協働した校内研修の実施等、家庭や地域社会を巻きこんだ教育活動の充実に努めます。
- ④若手教員等人材育成を目的とした校内研修の充実とOJTによる人権意識の向上を図ります。
- ⑤被差別の人々の生き方に学び、継承してきた文化について正しく理解します。

（4）校種間、保護者・地域及び関係機関との連携

校種間、保護者・地域及び関係機関との連携をより一層深め、系統的・継続的・効果的な人権教育を推進します。

- ①幼・保・小中学校を通した児童生徒の発達段階に応じたカリキュラム・マネジメントや授業研究を行うなど校種間の連携による取組を一層進めます。
- ②人権教育資料の配布や学校・学年通信、HP等による情報提供を通じて保護者への啓発に努めます。
- ③学校及び教職員は、地域の人権啓発イベントや人権教育研修会等に積極的に参加し、地域と一緒にした推進体制の確立に努めます。